

社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団  
個人情報の保護に関する規則

平成5年6月15日  
事業団規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報の収集及び閲覧（第4条—第8条）
- 第3章 個人情報の管理（第9条—第12条）
- 第4章 個人情報の利用及び提供（第13条—第14条）
- 第5章 個人情報の開示及び訂正等（第16条—第25条）
- 第6章 雑則（第26条—第28条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会福祉法人として信頼される事業運営の実現に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この規則において「個人情報」とは、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、事業団が管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されるもの又は記録されたものをいう。

2 この規則において「電子計算組織」とは、与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

（事業団等の責務）

第3条 事業団は、特別区人事・厚生事務組合個人情報の保護に関する条例（平成4年特別区人事・厚生事務組合条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づく、管理者が定めた法人として、この規則の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 事業団は、事務を受託した場合委託契約書等に記載されている個人情報保護に関する条項（以下「契約条項」という。）を誠実に遵守しなければならない。

## —個人情報保護に関する規則—

- 3 事業団の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第2章 個人情報の収集及び閲覧

#### (適正収集の原則)

第4条 事業団は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (収集事項の制限)

第5条 事業団は、思想、信条、宗教、人種及び犯罪に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合と認めるとき。

#### (収集方法の制限)

第6条 事業団は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- (7) 特別区人事・厚生事務組合（以下「人厚組合」という。）その他行政機関若しくは社会福祉施設から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第14条第1項各号のいずれかに該当する利用により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 事業団は、前項第4号の規定に基づき個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、契約条項に従い委託者に報告しなければならない。

#### (電子計算組織への記録禁止事項)

第7条 事業団は、第5条ただし書きの規定により収集した個人情報を電子計算組織に記録してはならない。

#### (閲覧)

第8条 理事長は、個人情報取扱事務に係る目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

### 第3章 個人情報の管理

#### (適正管理)

第9条 事業団は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つようにしなければならない。

2 事業団は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 事業団は、個人情報を取り扱う事務を適正に執行する上で保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (個人情報保護管理責任者の設置)

第10条 事業団は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

#### (委託に伴う措置)

第11条 事業団は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報保護に関し必要な措置を講じなければならない。

#### (受託者等の責務)

第12条 事業団から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、事業団の指示を誠実に遵守するとともに、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要かつ具体的な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第4章 個人情報の利用及び提供

#### (適正利用の原則)

第13条 事業団は、収集した個人情報を当該個人情報を取り扱う事務の目的に即して適正に利用しなければならない。

#### (目的外利用及び外部提供の制限)

第14条 事業団は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の事業団内における利用（以下「目的外利用」という。）及び事業団以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

## —個人情報保護に関する規則—

- (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 事業団内で利用する場合は人厚組合その他の行政機関に提供する場合で事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- 2 事業団は、前項第4号の規定に基づき目的外利用・外部提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。
  - 3 事業団は、第1項ただし書の規定により目的外利用・外部提供したときは、契約条項に従い委託者に報告しなければならない。
  - 4 事業団は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。  
(電子計算組織の結合の制限)
- 第15条 事業団は、個人情報を処理するため、事業団の電子計算組織と事業団以外のものの電子計算組織との通信回線等による結合を行ってはならない。ただし、事務の執行上必要かつ適切と認められ、個人情報についての必要な保護措置が講じられている場合は、この限りでない。

## 第5章 個人情報の開示及び訂正等

(開示の申出)

- 第16条 何人も、事業団に対し、自己の個人情報で次に掲げるものの開示の申出をすることができる。
- (1) 事業団が管理する文書、図書、写真、フィルム、磁気テープ（ビデオテープ及び録音テープに限る。）であって、事業団における事案決定手続等が終了したものに記録されている個人情報
  - (2) 電子計算機による処理を行うため磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている個人情報
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の申出をすることができる。

(訂正の申出)

- 第17条 何人も、自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、事業団に対し、その訂正の申出をすることができる。
- 2 前条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(削除の申出)

- 第18条 何人も、事業団が第4条、第5条若しくは第6条第1項の規定に反して自己の個

人情報を収集し、又は第7条の規定に反して自己の個人情報電子計算組織に記録したと認めるときは、事業団に対し、その削除の申出をすることができる。

2 第16条第2項の規定は、削除の申出について準用する。

(目的外利用等の中止の申出)

第19条 何人も、事業団が第14条第1項の規定に反して自己の個人情報を目的外利用し、又は外部提供したと認めるときは、事業団に対し、その中止の申出(以下「目的外利用等の中止の申し出」という。)をすることができる。

2 第16条第2項の規定は、目的外利用等の中止の申出について準用する。

(申出の方法)

第20条 開示の申出、訂正の申出、削除の申出又は目的外利用等の中止の申出をしようとする者は、事業団に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 自己の個人情報を特定するために必要な事項

(3) 申出の趣旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業団で定める事項

2 申出をしようとする者は、事業団に対して、自己が当該申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で事業団で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第21条 事業団は、開示の申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(3) 調査、交渉、照会、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(5) 人厚組合その他の行政機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれる認められるとき。

2 事業団は、開示の申出に係る個人情報に、前項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、当該開示の申出の趣旨を損なわない程度にかつ容易に分離できるときは、開示しないことができる個人情報を除いて、開示するものとする。

(申出に対する決定等)

第22条 事業団は、第20条第1項の申出書を受け付けたときは、必要な調査を行い、当該申出書を受け付けた日の翌日から起算して、開示の申出にあっては14日以内に、訂正の申

## —個人情報保護に関する規則—

出、削除の申出及び目的外利用等の中止の申出にあつては20日以内に、当該申出に対する可否を決定するものとする。

- 2 事業団は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに当該申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、当該決定の内容を書面により通知するものとする。
- 3 事業団は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしない旨の決定をしたときは、前項の通知書にその理由を付記するものとする。
- 4 事業団は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、事業団は、速やかに延長する期間及び理由を、申出者に通知するものとする。
- 5 事業団は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に事業団以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめそのものの意見を聴くことができる。

（決定後の手続き）

第23条 事業団は、前条第1項の規定により開示の申出、訂正の申出、削除の申出又は目的外利用等の中止の申出に応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該申出に応じなければならない。

- 2 事業団は、前条第1項の規定により訂正の申出、削除の申出又は目的外利用等の中止の申出に応じる旨の決定をしたときは、当該個人情報の外部提供を受けている者にその旨を通知しなければならない。

（開示の方法）

第24条 個人情報の開示は、事業団が指定する日時及び場所において行う。この場合において、申出者は、事業団に対して、自己が当該開示の申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で事業団で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、次に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 第16条第1項に掲げる個人情報

個人情報が記録された物の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写し（文書、図画又は写真の写しに限る。）の交付

(2) 第16条第1項2号に掲げる個人情報

個人情報が記録された磁気テープ、磁気ディスク等から印字装置を用いて出力した物の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

- 3 事業団は、開示の申出のあった個人情報が記録された物を直接示することにより、当該個人情報が記録された物の保存に支障が生ずるおそれがあるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された物の写しにより開示することができる。

（費用負担）

第25条 この規則の規定に基づく個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とする。ただし、この規則の規定による個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とする。

2 前項ただし書に規定する費用の額は、理事長が別に定める。

## 第6章 雑 則

(異議の申出に対する処理)

第26条 事業団は、個人情報の取り扱いに関する意義の申出に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(条例等との調整)

第27条 条例第6条第1項第1号及び第3号に基づき特別区人事・厚生事務組合個人情報保護審議会が答申し、特別区人事・厚生事務組合が決定した事項は、第5条第2号、第6条第1項第7号、第14条第1項第5号、第15条ただし書並びに第21条第1項第4号及び第5号について準用する。

2 事業団が管理する施設において住民の利用に供することを目的とする図書、図画等に記録されている個人情報については、適用しない。

(委 任)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。ただし、事項の規定は、平成5年7月1日から施行する。

(実施のための準備)

2 この規則の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、事業団は、個人情報取扱事務に係る目録の作成その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 理事長が個人情報取扱事務に係る目録を作成する際、既に行った、又は現に行っている当該目録に係る個人情報の収集、管理並びに利用及び提供については、この規則の規定により行った、又は行っている個人情報の収集、管理並びに利用及び提供とみなす。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。